

中小企業者等対象

# コージェネ導入による 優遇税制



生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例

- A コージェネレーション設備に係る固定資産税の  
課税標準0～1/2に軽減(3年間)



中小企業経営強化税制

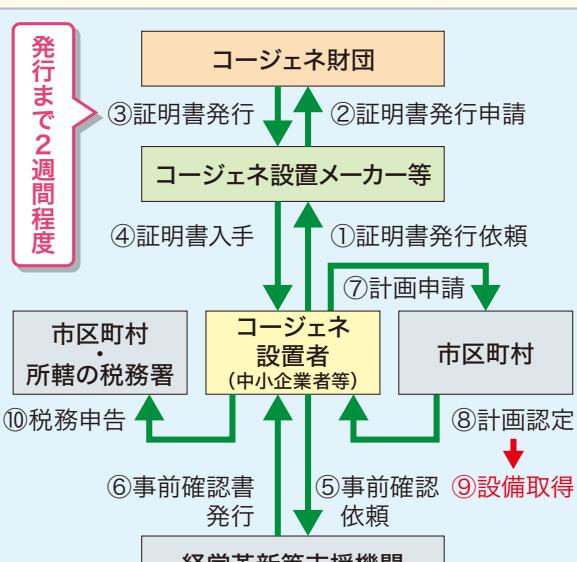
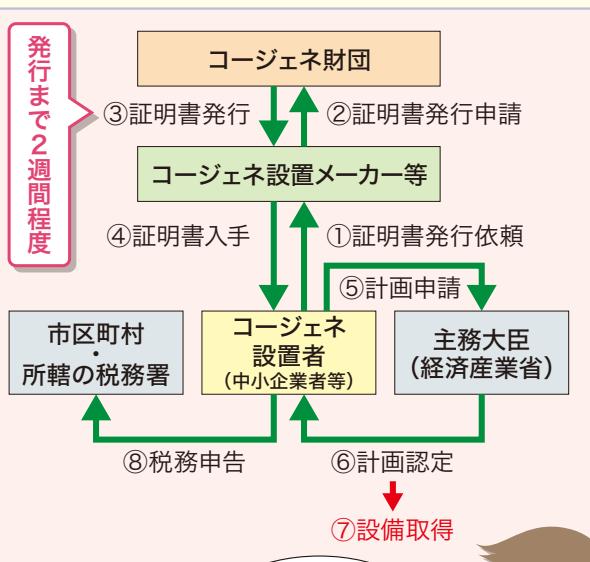
- B **即時償却**  
または  
取得価格の10%を法人税等から**税額控除**  
(資本金3千万円超1億円以下の法人は7%税額控除)

補助金との併用もできます。

コージェネ財団が証明書発行団体です。

## A 生産性向上特別措置法に基づく 固定資産税の特例

## B 中小企業経営強化税制

所 管	経済産業省 中小企業庁																		
対 象 者	中小企業者等	青色申告している中小企業者等																	
対象設備の要件	<p>1. 一定期間内に販売開始された製品であること (「機械装置」は販売後10年以内、「建物附属設備」は販売後14年以内) <u>※最新モデルである必要はない</u></p> <p>2. 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上していること ※生産性はエネルギー効率を基本とし、一代前モデルと比較して、発電効率または総合効率が平均1%以上向上していることが要件(これ以外の指標で生産性向上を証明する場合は、設備メーカーに要確認)</p> <p>3. 最低取得価額以上 (「機械装置」は160万円以上、「建物附属設備」は60万円以上)</p>																		
優遇措置	<p><b>コージェネレーション設備に係る固定資産税の課税標準0~1/2に軽減(3年間)</b> (各市区町村で定利子割合) <b>負担税額=課税標準×税率<sup>※1</sup></b></p> <p>例えば…</p> <table border="1"> <tr> <td>導入コージェネ</td><td>25kW×2台</td></tr> <tr> <td>取 得 額</td><td>2,700万円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">負 担 税 (通常) <sup>※2</sup></td><td>1年目 約351,200円 約<b>351,200円</b></td></tr> <tr><td>2年目 約301,300円 約<b>301,300円</b></td></tr> <tr><td>3年目 約258,500円 約<b>258,500円</b></td></tr> <tr><td>合 計 約<b>911,000円</b></td></tr> </table> <p>※1 法定期間年数:15年(減価率:0.142)、固定資産税率:1.4%としています。 ※2 市区町村で定める割合がゼロの場合、1/2の場合は税額控除は半額になります。</p>	導入コージェネ	25kW×2台	取 得 額	2,700万円	負 担 税 (通常) <sup>※2</sup>	1年目 約351,200円 約 <b>351,200円</b>	2年目 約301,300円 約 <b>301,300円</b>	3年目 約258,500円 約 <b>258,500円</b>	合 計 約 <b>911,000円</b>	<p><b>即時償却</b> または <b>取得価格の10%を法人税等から税額控除</b> (資本金3千万円超1億円以下の法人は7%税額控除)</p> <p>例えば…</p> <table border="1"> <tr> <td>導入コージェネ</td><td>25kW×2台</td></tr> <tr> <td>イニシシャル (工事費込み)</td><td>2,700万円</td></tr> <tr> <td>優遇措置</td><td>税額控除選択時</td></tr> <tr> <td>税額控除<sup>※4</sup></td><td>7%税額控除 189万円 10%税額控除 270万円</td></tr> </table> <p>※3 設置条件や業種などにより異なります。計上範囲等の個別具体的な判断は、お客様の経理担当者や、税理士の方へご確認ください。補助金を受領し、圧縮記帳を行った場合は、圧縮後原価が優遇措置の対象となります。 ※4 当期の法人税額の20%が上限。実際の税計算では諸条件により変動しますので、あくまで目安とお考えください。</p>	導入コージェネ	25kW×2台	イニシシャル (工事費込み)	2,700万円	優遇措置	税額控除選択時	税額控除 <sup>※4</sup>	7%税額控除 189万円 10%税額控除 270万円
導入コージェネ	25kW×2台																		
取 得 額	2,700万円																		
負 担 税 (通常) <sup>※2</sup>	1年目 約351,200円 約 <b>351,200円</b>																		
	2年目 約301,300円 約 <b>301,300円</b>																		
	3年目 約258,500円 約 <b>258,500円</b>																		
	合 計 約 <b>911,000円</b>																		
導入コージェネ	25kW×2台																		
イニシシャル (工事費込み)	2,700万円																		
優遇措置	税額控除選択時																		
税額控除 <sup>※4</sup>	7%税額控除 189万円 10%税額控除 270万円																		
設備取得期間	2018年6月6日から2021年3月31日まで	2019年4月1日から2021年3月31日まで																	
対象地域・事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「導入促進基本計画」を策定し、国から同意を受けている市区町村(設備取得前、かつ適用期間内に「先端設備等導入計画」の市区町村による認定が必要)</li> </ul>																		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A(B)は併用可</li> <li>・補助金とA(B)は併用可</li> <li>・証明書1枚でA(B)併用可(税申告時コピー可)</li> </ul>																		
申請手続き	<p><b>発行まで2週間程度</b></p>  <p>詳しくは、コージェネ財団ホームページ (<a href="https://www.ace.or.jp">https://www.ace.or.jp</a>) より「補助金・優遇税制」をご確認ください。</p>	<p><b>発行まで2週間程度</b></p>  <p>簡単な手続きで税制の優遇を受けられます!</p>																	

[お問い合わせ]

一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター

TEL.03-3500-1612 FAX.03-3500-1613 <https://www.ace.or.jp>